

## 所得税法第56条の廃止を求める要望意見書

所得税法第56条は家長制度の廃止により、個人単位主義を原則としたことで、家族間で所得を分散し、不当に累進課税を逃れる租税回避的な行為が横行することを防止する趣旨のもと制定された条項である。

しかし、法が制定された昭和25年当時と比べると、女性の社会進出や家族観など社会通念も大きく変化した今日、伝統的な法解釈だけで合理的な判断を下すことが困難な時代背景となっている。

事業主の所得から控除される自家労賃は、配偶者の場合で86万円、家族で50万円だけであり、このわずかな控除額が、家族従業者の所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できず、後継者育成にも大きな妨げとなっている。

よって、国においては、所得税法第56条を廃止し、家族従業者の賃金を必要経費として認められるよう、時代に即した概念の下に、国における抜本的な税制改正議論の中で見直しを図るよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

大空町議会議長 近藤 哲雄

【 送 付 先 】

・ 衆議院議長

・ 参議院議長

・ 内閣総理大臣      安 倍 晋 三

・ 財務大臣            麻 生 太 郎

・ 法務大臣            上 川 陽 子

・ 厚生労働大臣      塩 崎 恭 久

・ 経済産業大臣      宮 沢 洋 一